

第1部 基準日額及び材料単価

令和8年~~3~~7月1日～

1 基準日額

(単位:円)

職 名	基 準 日 額	備 考
主 任 技 師	70,900	
技 師 (A)	62,600	
技 師 (B)	49,300	
技 師 (C)	42,500	
技 術 員	36,700	
測量主任技師	61,000	
測 量 技 師	52,700	
測 量 技 師 補	41,300	
測 量 助 手	37,700	
測 量 補 助 員	29,600	
普 通 作 業 員	21,900	

2 業務別単価表

(単位:円)

項 目	規 格	単 位	単 価 (税抜)	備 考
隣接境界線証明書の作成		筆	10,718 11,983	分筆を要する 筆ごとに計上
隣接境界線証明書(※委任状及び説明経過書を含む)の受領		人	32,682 37,258	
土地所在図の作成		筆	5,366 6,179	
分筆図の作成		筆	5,460 5,980	
不動産調査報告書(嘱託調査報告書)の作成		筆	48,827 53,479	
地積測量図(資料)の作成	分筆	筆	20,026 21,514	
地積測量図(資料)の作成	地積更正	筆	17,059 20,180	

区 分	旅費交通費
用地調査等業務	直接人件費の 1.91 パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

ロー 2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）

1) 旅費交通費の率を用いた積算

用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、測量業務の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	旅費交通費
用地調査等業務	直接人件費の 2.29 パーセント

注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算

2) - 1 宿泊費

宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して「職員の旅費に関する条例」（昭和29年高知県条例第36号）（以下「旅費条例」という。）第18条で定める宿泊料の上限額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

なお、旅費条例で定める宿泊料の上限額は消費税込みの金額であるため、積算にあたっては税抜き価格を積み上げ、公表単価とするよう注意すること。

2) - 2 宿泊手当

宿泊手当は宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費条例第19条で定める宿泊諸費の一夜当たりの定額とする。

なお、旅費条例で定める宿泊諸費は消費税込みの金額であるため、積算にあたっては税抜き価格を積み上げ、公表単価とするよう注意すること。

3) 往復旅行時間に係る直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1)、2)には含まれていないため、別途計上すること。~~その場合は、1-3-3に基づく。~~

なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

ハ 作業費

用地調査等業務を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。

2 その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く。）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費、**熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）**等の経費とする。

また、主に現場の施設や設備に対する**熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。**

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

4 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\text{業務委託料} = (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) = \{ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税等税率}) \}$$

(2) 各構成要素の算定

イ 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称およびその基準日額は別途定める。

ロ 直接経費

直接経費は、第3 1 (2) の各項目について必要額を積算するものとする。

第3 1 (2) の各項目以外に必要となるその他の費用については、その他原価として計上する。

ハ その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く。）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ニ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

ホ 消費税等相当額

(別表)

設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表

区 分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
共 通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごと に記載の標準回数を参照の こと。
	作業計画の策定		業務	1	
権 利 調 査	公図等の転写		m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は 数位を 10 m ² とする。
	地積測量図転写		m ²	100	
	土地の登記記録の調査		m ²	100	
	建物の登記記録の調査		戸	1	
	権利者確認調査	当初	m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は 数位を 10 m ² とする。
		追跡	人	1	
	公図等転写連続図作成		m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は 数位を 10 m ² とする。
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	墓地管理者等調査		使用者	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	法令関係資料の調査		m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は 数位を 10 m ² とする。
	現況利用調査		m ²	100	
	聞き取り等調査（自治体）		機関	1	
	登記履歴調査・住宅地図等調査		m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は 数位を 10 m ² とする。
	地形図等調査		m ²	100	
	聞き取り調査（地元精通者等）		m ²	100	
	報告書作成		業務	1	
建 物 等 の 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	木造建物		棟	1	
	木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1	
	建物	見積	棟	1	
	石綿分析調査の依頼		回	1	
	石綿除去処分	見積	回	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設備	1	
	生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇所	1	
	独立工作物		箇所	1	
	独立工作物	見積	箇所	1	

区分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考
建物等の調査	立竹木		m ²	100	数量が 1000 m ² 未満の場合は数位を 10 m ² とする。
	庭園		箇 所	1	
	墳墓等		m ²	1	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1	
		照応建物の設計案の作成	案	1	
営業その他の調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	営 業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世 帯	1	
	動 産	一般住家、農家住宅	戸	1	
		店舗	店 舗	1	
		事業所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	仮住宅、借家人	世 帯	1	
		移転雑費	所有者	1	
	その他	仮住居有	世 帯	1	
		仮住宅無	世 帯	1	
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	
	関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		事業所	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	建物調査		棟	1	
	機械設備等調査		事業所	1	
	移転計画案の作成		事業所	1	
移転工法案の検討	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業務	1	
	関係資料収集		権利者	1	

表 6-5

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
木造建物A	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.42	0.13	0.13	0.68 人	
			技師 B	0.42	1.18	0.48	2.08 人	
			技師 C	0.42	0.63	0.37	1.42 人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13 人	
木造建物B	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.47	0.14	0.15	0.76 人	
			技師 B	0.47	1.40	0.32	2.19 人	
			技師 C	0.47	0.94	0.38	1.79 人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13 人	
木造建物C	棟	70 m ² 以上 130 m ² 未満	主任技師	—	—	—	—	
			技師 A	0.29	0.09	0.13	0.51 人	
			技師 B	0.29	0.60	0.35	1.24 人	
			技師 C	0.29	0.54	0.38	1.21 人	
			技師 D	—	—	0.10	0.10 人	

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-6 の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、用地調査等業務共通仕様書別記 8 石綿調査算定要領（以下「石綿要領」という。）第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6-14 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 6-15 によって行うものとする。

~~以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。~~

~~→ 同要領第 6 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用~~

~~→ 同要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用~~

表 6-6

建物延べ面積	70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満	200 m ² 以上 300 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80

300 m ² 以上 450 m ² 未満	450 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,400 m ² 未満
2.40	3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表 6-7 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

表 6-7

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
木造特殊建物	棟	50 m ² 以上 70 m ² 未満	主任技師	0.70	0.47	0.22	1.39 人	
			技師 A	0.70	0.25	—	0.95 人	
			技師 B	0.70	1.63	0.59	2.92 人	
			技師 C	—	2.10	0.46	2.56 人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-8 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、**石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6-14 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 6-15 によって行うものとする。**

~~以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。~~

~~同要領第 6 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用~~

~~同要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用~~

表 6-8

建物延べ面積	50 m ² 未満	50 m ² 以上 70 m ² 未満	70 m ² 以上 130 m ² 未満	130 m ² 以上 200 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90

200 m ² 以上 300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 700 m ² 未満
2.60	3.50	4.70

(3) 非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表 6-9 の構造別区分及び表 6-10 の用途による区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-11 により行うものとする。

ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
非木造建物 A	棟	200m ² 以上 400m ² 未満	主任技師	1.08	0.58	0.38	2.04 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	1.08	11.43	—	12.51 人	
			技師 B	1.08	0.48	1.30	2.86 人	
			技師 C	—	2.54	1.39	3.93 人	
			技師 D	—	—	0.23	0.23 人	
非木造建物 B	棟	200m ² 以上 400m ² 未満	主任技師	0.83	0.49	0.33	1.65 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.83	9.47	—	10.30 人	
			技師 B	0.83	0.41	1.10	2.34 人	
			技師 C	—	1.98	0.97	2.95 人	
			技師 D	—	—	0.21	0.21 人	
非木造建物 C	棟	200m ² 以上 400m ² 未満	主任技師	0.82	0.37	0.37	1.56 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.82	7.17	—	7.99 人	
			技師 B	0.82	0.22	0.79	1.83 人	
			技師 C	—	1.90	1.00	2.90 人	
			技師 D	—	—	0.26	0.26 人	
非木造建物 D	棟	70m ² 以上 130m ² 未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	用途に よる区 分イの 場合
			技師 A	0.41	1.52	0.11	2.04 人	
			技師 B	0.41	1.10	0.34	1.85 人	
			技師 C	0.41	0.69	0.42	1.52 人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-12 の補正率表を適用するものとする。

ただし、非木造建物 D にあたっては、木造建物の表 6-6 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析

調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6-14 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 6-15 によって行うものとする。

~~以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。~~

~~同要領第 6 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用~~

~~同要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用~~

表 6-12

建 物 延べ面積	200m ² 未満	200m ² 以上 400m ² 未満	400m ² 以上 600m ² 未満	600m ² 以上 1,000m ² 未満	1,000m ² 以上 1,500m ² 未満	1,500m ² 以上 2,000m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000m ² 以上 3,000m ² 未満	3,000m ² 以上 4,000m ² 未満	4,000m ² 以上 5,000m ² 未満	5,000m ² 以上 7,000m ² 未満	7,000m ² 以上 10,000m ² 未満	10,000m ² 以上 15,000m ² 未満	15,000m ² 以上 21,000 m ² 未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

(4) 建物の見積

建物の見積とは、推定再建築費又は曳家移転料算定要領第2条第3項に係る曳家移転料を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる建物についての見積（部材等の見積を除く）の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-13によって行うものとする。

表6-13

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定		
建物の見積	棟	主任技師 技師 A	—	—	0.28	0.28 人	
			—	0.77	0.30	1.07 人	

(5) 石綿分析調査の依頼

石綿分析調査の依頼とは、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとする。

表6-14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定		
石綿分析調査 の依頼	回	主任技師 技師 A	0.16	—	0.10	0.26 人	
			0.16	0.30	—	0.46 人	

注1 本表は、専門機関が行う分析調査に要する費用は含んでいないため、必要な費用を別途計上するものとする。

注2 1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、表6-1に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。

(6) 石綿除去処分の見積

石綿除去処分の見積とは、専門業者でなければ算定が困難と認められる石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

表6-15

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定		
石綿除去処分 の見積	回	主任技師 技師 A	—	—	0.16	0.16 人	
			—	0.24	0.27	0.51 人	

注1 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

注2 1回とは、建物の場合は1棟当たりとし、表6-1に定める他の区分の依頼を実施する場合は、各区分の単位当たりとする。

5 建物等の法令適合性の調査及び算定

建物等の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）、第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表6-~~16~~によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-~~17~~により行うものとする。

表6-~~16~~

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査（1）	木造建物（建築基準法第61条に該当する建築物）
法令適合性調査（2）	木造建物（建築基準法第35条、第61条に該当する建築物）
法令適合性調査（3）	木造建物・非木造建物（建築基準法第35条に該当する建築物）

表6-~~17~~

区 分	単位	規模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定		
法令適合性調査(1) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	0.43	0.18	0.61 人	
			技師 C	—	0.43	—	0.43 人	
法令適合性調査(2) 木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	1.18	0.43	1.61 人	
			技師 C	—	1.12	—	1.12 人	
法令適合性調査(3) 木造建物・非木造建物	棟	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	—	0.75	0.31	1.06 人	
			技師 C	—	0.68	—	0.68 人	

6 工作物の調査

(1) 機械設備

機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。

イ 機械設備の区分

機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-~~18~~の区分によるものとする。

表6-~~18~~

区 分	判 断 基 準
機械設備 A	設置面積（建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。）が 200 m ² 未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。

機械設備 B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト（レディーミクスト工場）製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、碎石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場
機械設備 C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
機械設備 D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引拔、各種精錬等の製鉄、製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6-~~17~~¹⁹ により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表 6-19

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100 m ² 以上 200 m ² 未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98 人	
			技師 A	0.44	0.75	0.40	1.59 人	
			技師 B	0.44	0.93	—	1.37 人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22 人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96 人	
			技師 A	0.94	2.29	2.31	5.54 人	
			技師 B	0.94	2.76	—	3.70 人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63 人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20 人	
			技師 A	1.18	2.87	2.89	6.94 人	
			技師 B	1.18	3.45	—	4.63 人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63 人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37 人	
			技師 A	1.35	3.30	3.33	7.98 人	
			技師 B	1.35	3.97	—	5.32 人	
			技師 D	—	—	0.63	0.63 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-20 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6-14 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 6-15 によって行うものとする。

~~以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。~~

~~→ 同要領第 6 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用~~

~~→ 同要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用~~

機械設備 A の場合

表 6-20

機械設備の面積	100 m ² 未満	100 m ² 以上 200 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00

機械設備 B、C 及び D の場合

機械設備の 面 積	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90

3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満	8,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満	12,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	20,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	30,000 m ² 以上 40,000 m ² 未満
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

ハ 機械設備の見積

機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-19~~21~~によって行うものとする。

表6-19~~21~~

区分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57 人	
			0.14	0.91	0.14	1.19 人	

注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(2) 生産設備

生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行ううえで必要となる設備をいう。

イ 生産設備の区分

生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6-20~~22~~の区分によるものとする。

表6-20~~22~~

区 分	判 断 基 準
生産設備A	製品等の製造、育成、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ、排水設備等を含む。）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む。）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む。）、釣り堀、貯木場等
生産設備C	製品等の製造、育成、養殖又は営業に直接的に係わらないが、間接的に必要なもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む。）、駐車場、運動場等の厚生施設等
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔・送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等

ロ 生産設備の調査及び算定

生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表 6-23 により行うものとする。ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。なお、生産設備 A から C までの設備区域内に生産設備 D が存する場合には、生産設備 D は計上しないものとする。

表 6-23

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
生産設備 A	設 備 当 たり	設置面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	主任技師	—	—	0.10	0.10 人	
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56 人	
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43 人	
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78 人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15 人	
生産設備 B	設 備 当 たり	設置面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	主任技師	—	—	0.12	0.12 人	
			技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74 人	
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75 人	
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11 人	
			技師 D	—	—	0.19	0.19 人	
生産設備 C	設 備 当 たり	設置面積 300 m ² 以上 500 m ² 未満	主任技師	—	—	0.11	0.11 人	
			技師 A	0.21	0.15	0.16	0.52 人	
			技師 B	0.21	0.58	0.32	1.11 人	
			技師 C	0.21	0.48	—	0.69 人	
			技師 D	—	—	0.17	0.17 人	
生産設備 D	箇 所	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	
			技師 A	0.13	0.09	0.09	0.31 人	
			技師 B	0.13	0.50	0.16	0.79 人	
			技師 C	0.13	0.21	—	0.34 人	
			技師 D	—	—	0.17	0.17 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-24 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 3 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第 6 条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表 6-14 によって行うものとし、石綿要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表 6-15 によって行うものとする。

~~以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。~~

~~同要領第 6 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用~~

~~同要領第 7 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用~~

表 6-24

設備の延べ面積	300 m ² 未満	300 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 800 m ² 未満	800 m ² 以上 1,300 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90

1,300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	7,000 m ² 以上 9,000 m ² 未満
2.60	3.40	4.70	6.20	7.50

ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表 6-25 によって行うものとする。

表 6-25

区分	単位	職種	外業	内業		計	備考
			調査	図面等	算定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59 人	
			0.23	0.41	0.23	0.87 人	

注 1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては 1 台（設備）当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。

注 2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を 100 パーセントを超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注 3 本表は、原則として 2 社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(3) 附帯工作物（敷地内の立竹木を含む。）

附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいう。

イ 附帯工作物の区分

附帯工作物の調査及び算定を行う場合は、表 6-26 によるものとする。

表 6-26

区 分	判 断 基 準
住宅敷地 A	住宅等の敷地であって、一画地の平均敷地面積が 150 m ² 未満のもの
住宅敷地 B	住宅等の敷地であって、一画地の平均敷地面積が 150 m ² から 200 m ² 程度のもの
住宅敷地 C	住宅等の敷地であって、一画地の平均敷地面積が 200 m ² から 600 m ² 程度のもの
農家敷地 A	農家住宅等の敷地であって一画地の敷地面積が 600 m ² から 1,000 m ² 程度のもの

農家敷地B	農家住宅等の敷地であって一面地の敷地面積が1,000 m ² 以上のもの
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等

注1 住宅等の敷地であって600 m²以上の場合、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600 m²未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。

注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

ロ 附帯工作物（敷地内の立竹木含む。）の調査及び算定

付帯工作物の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-~~25~~27により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

表6-~~25~~27

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
住宅敷地A	戸	敷地面積 150 m ² 未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36 人	
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48 人	
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12 人	
			技師 D	—	—	0.06	0.06 人	
住宅敷地B	戸	敷地面積 150 m ² 以上 200 m ² 未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43 人	
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65 人	
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
住宅敷地C	戸	敷地面積 200 m ² 以上 600 m ² 未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人	
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人	
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地A	戸	敷地面積 600 m ² 以上 1,000 m ² 未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人	
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人	
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人	
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人	
農家敷地B	戸	敷地面積 1,000 m ² 以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人	
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人	
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人	
			技師 D	—	—	0.13	0.13 人	
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人	
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人	
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人	
			技師 D	—	—	0.18	0.18 人	
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人	
			技師 B	0.13	—	0.21	0.34 人	
			技師 C	0.13	0.61	0.20	0.94 人	
			技師 D	—	—	0.15	0.15 人	

注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。

注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-28の補正率表を適用するものとする。

注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第3条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、石綿要領第6条に規定する分析調査を専門機関へ依頼するために必要な直接人件費の積算は、表6-14によって行うものとし、石綿要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定するに当たり、専門業者から見積徴収するのに必要な直接人件費の積算は、表6-15によって行うものとする。

~~以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。~~

~~同要領第6条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用~~

~~同要領第7条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用~~

表6-28

敷地の面積	500 m ² 未満	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.60	2.50

4,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満	8,000 m ² 以上 12,000 m ² 未満	12,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	20,000 m ² 以上 28,000 m ² 未満
4.00	5.70	7.80	10.40

ハ 独立工作物の見積

独立工作物の見積とは、専門業者等でなければ算定が困難と認められる独立工作物についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-29によって行うものとする。

表6-29

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
独立工作物の見積	箇所	技師 A	—	0.09	0.35	0.44 人	
		技師 C	—	0.22	—	0.22 人	

注1 類似する独立工作物が複数あるときは、それらについては1箇所当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表 6-~~28~~30 の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-~~29~~31 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = \left(\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000} \right)$$

ただし、表 6-~~28~~30 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表 6-~~28~~30

区 分	判 断 基 準
庭木等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 イ 高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ロ 株物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなりならないものをいう。 ハ 玉物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなりならないものをいう。 ニ 生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。 ホ 特殊樹 イからニに該当するものを除く。 B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。 C 風致木 名所、又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保持させるために植栽されている立木をいう。 D 地被類 鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 イ 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ロ 草本系

表 6-~~29~~31

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
用 材 林	1000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.23	0.07	0.07	0.37 人	
			技師 C	0.23	0.47	0.18	0.88 人	
			技師 D	0.23	—	0.15	0.38 人	
薪 炭 林	1000 m ²	—	主任技師	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.36	0.11	0.10	0.57 人	
			技師 C	0.36	0.68	0.31	1.35 人	
			技師 D	0.36	—	0.15	0.51 人	
収 穫 樹	1000 m ²	—	主任技師	—	—	0.08	0.08 人	釣り棚、囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 B	0.34	0.12	0.10	0.56 人	
			技師 C	0.34	0.91	0.38	1.63 人	
			技師 D	0.34	—	0.21	0.55 人	
竹 林	1000 m ²	—	主任技師	—	—	0.04	0.04 人	
			技師 B	0.14	0.13	0.06	0.33 人	
			技師 C	0.14	0.48	0.13	0.75 人	
			技師 D	0.14	—	0.14	0.28 人	
苗 木 (植木畑)	1000 m ²	—	技師 B	0.50	0.04	0.04	0.58 人	囲障等の調査及び算定を含む。
			技師 C	0.50	0.52	0.37	1.39 人	
			技師 D	0.50	—	0.06	0.56 人	

注 調査区域の地形等によって表 6-~~29~~32 の補正を行うものとする。

表 6-~~29~~32

地 形	判 断 基 準	補正率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね 30° 以上）	1.40

(5) 庭園の調査及び算定

庭園とは、立竹木、庭石、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景觀が形成されているものをいい、その区分は、表 6-~~29~~33 によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6-~~29~~34 により行うものとする。

表 6-~~29~~33

区 分	判 断 基 準
庭 園 A	神社、仏閣その他にあって史跡等の指定を受けているもの、又はこれに準ずると認められるもの

庭 園 B	上記A以外の庭園、及び店舗、旅館、会館等にあつて、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの
庭 園 C	上記A及びB以外の庭園であつて、庭石、石組、灯籠、築山、池等によって造形されており、総合的美的景観が形成されていると認められるもの

表 6-~~99~~34

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
庭 園 A	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.88	0.12	0.12	1.12 人	
			技師 B	0.88	1.00	0.75	2.63 人	
			技師 C	0.88	1.93	0.75	3.56 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 B	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.63	0.12	0.12	0.87 人	
			技師 B	0.63	0.93	0.68	2.24 人	
			技師 C	0.63	1.81	0.68	3.12 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	
庭 園 C	箇所	200 m ² 以上 400 m ² 未満	技師 A	0.47	0.08	0.08	0.63 人	
			技師 B	0.47	0.75	0.56	1.78 人	
			技師 C	0.47	1.50	0.56	2.53 人	
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人	

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6-~~99~~35 の補正率表を適用するものとする。

注 2 庭園の調査区域とした場合には、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表 6-~~99~~35

庭 園 の 延べ面積	200 m ² 未満	200 m ² 以上 400 m ² 未満	400 m ² 以上 600 m ² 未満	600 m ² 以上 1,000 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00	1.40	1.90

1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,000 m ² 以上 14,000 m ² 未満
2.90	5.20	8.70	12.00

(6) 墳墓等の調査及び算定

墳墓等とは、墓地として都道府県知事の許可を受けた区域又はこれと同等と認めることが相当な区域内に存する死体を埋葬し、又は焼骨を埋葬する施設であつて、これに附随する工

作物及び立竹木を含むものをいい、その区分は、表6-~~34~~36によるものとし、各区分の単位当たり直接人件費の積算は、表6-~~35~~37により行うものとする。
この場合の直接人件費は、次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{10})$$

表6-~~34~~36

区 分		判 断 基 準
寺院又は公営 (私営を含む。) 墳墓	墳 墓 A	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が3～4 m ² 程度のもの (10 m ² 当たり 3 画地程度)
	墳 墓 B	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5～2 m ² 程度のもの (10 m ² 当たり 5 画地程度)
	墳 墓 C	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が区画されており、一画地の面積が1.5 m ² 以下程度のもの (10 m ² 当たり 7 画地程度)
上記以外の墳墓	墳 墓 D	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10 m ² 当たり 3 基～5 基程度あるもの
	墳 墓 E	墓地使用（祭祀）者の使用範囲が明確になっていないが、10 m ² 当たり 7 基程度あるもの

表6-~~35~~37

区 分	単位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墳 墓 A	10 m ²	3 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.16	0.08	0.06	0.30 人	
			技師 B	0.16	0.27	0.33	0.76 人	
			技師 C	0.16	0.17	—	0.33 人	
			技師 D	—	—	0.16	0.16 人	
墳 墓 B	10 m ²	5 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.25	0.08	0.06	0.39 人	
			技師 B	0.25	0.46	0.56	1.27 人	
			技師 C	0.25	0.17	—	0.42 人	
			技師 D	—	—	0.27	0.27 人	
墳 墓 C	10 m ²	7 画地程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人	
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人	
			技師 C	0.36	0.21	—	0.57 人	
			技師 D	—	—	0.38	0.38 人	
墳 墓 D	10 m ²	3～5 基 程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人	
			技師 A	0.21	0.08	0.06	0.35 人	
			技師 B	0.21	0.37	0.45	1.03 人	
			技師 C	0.21	0.21	—	0.42 人	
			技師 D	—	—	0.22	0.22 人	

墳 墓 E	10 m ²	7 基程度	主任技師	—	—	0.05	0.05 人
			技師 A	0.36	0.08	0.06	0.50 人
			技師 B	0.36	0.65	0.78	1.79 人
			技師 C	0.36	0.26	—	0.62 人
			技師 D	—	—	0.38	0.38 人

注1 墳墓の調査及び算定は、墓石、墓誌等、カロート、石積、囲障（生垣を含む。）、立竹木、祭祀料（弔祭料を含む。）等について行うものとする。

注2 当該墳墓に埋葬されている霊位数の調査は、第5権利調査 2墓地管理者等の調査で行うものとする。

7 建物等の残地移転要件の該当性の検討

工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-~~96~~38により行うものとする。

表6-~~96~~38

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定		
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65 人	
		技師 B	0.24	0.32	—	0.56 人	
		技師 C	0.24	0.67	—	0.91 人	
		技師 D	—	0.19	—	0.19 人	

注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。

注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表8-6を加算することができるものとする。

8 照応建物の設計案の作成等

「7建物等の残地移転要件の該当性の検討」により、残地において照応建物による建物の再現が可能であることを確認したうえで、経済的検討を行う（照応建物に係る建物の推定建築費の積算は策定した建物計画案に基づき概算額により行い、照応建物の補償総額と構外再築工法の補償総額との比較を行う。）ものである。

（1）建物計画案の策定

照応建物に係る建物の推定建築費の積算に必要な建物計画案を策定するものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-~~97~~39により行うものとする。

表 6-~~97~~39

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
建物計画案の 策定	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.13	—	0.13 人	
		技師 B		0.37		0.37 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合の照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）を行う場合においても、表 6-~~97~~39 を適用するものとする。

（2）照応建物の設計案の作成

概算額による照応建物の推定建築費の積算に要する直接人件費の積算は、表 6-~~98~~40 により行うものとする。

なお、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第 6 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとする。

ただし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第 9 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

表 6-~~98~~40

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
照応建物の 設計案の作成	設計案 1 案 当たり	技師 A	—	0.06	0.14	0.20 人	
		技師 B	—	0.72	0.46	1.18 人	
		技師 C	—	0.41	—	0.41 人	
		技師 D	—	—	0.10	0.10 人	

注 概算額による照応建物の推定建築費の積算を必要としない場合における照応建物の詳細設計（照応建物の補償額算定）は、第 6 建物等の調査 4 建物の調査の調査内業（図面等）及び算定により行うものとし、当該照応建物の詳細設計が、用途の異なる複数棟の建物を集約化（立体化を含む）することにより構造が複雑となる場合などは、第 9 移転工法案の検討 6 照応建物の詳細設計等を適用することができるものとする。

機械設備設計標準員数

表 9-13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備考
				図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 200 m ² 未満	主任技師	0.14	0.40	0.54 人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15 人	
			技師 B	0.93	—	0.93 人	
			技師 D	—	0.22	0.22 人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60 人	
			技師 B	2.76	—	2.76 人	
			技師 D	—	0.63	0.63 人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76 人	
			技師 B	3.45	—	3.45 人	
			技師 D	—	0.63	0.63 人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400 m ² 以上 600 m ² 未満	主任技師	0.42	0.60	1.02 人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63 人	
			技師 B	3.97	—	3.97 人	
			技師 D	—	0.63	0.63 人	

注 1 本表の区分は表 6-~~18~~18 のとおりとする。

注 2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。

注 3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。

注 4 本表の歩掛は表 6-~~19~~19 の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収者員数

表 9-14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師	0.14	—	0.43	0.57 人	
		技師 A	0.14	0.91	0.14	1.19 人	

注 1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては 1 台（装置）当たりの歩掛を 70 パーセントに補正するものとする。

注 2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を 100 パーセントを超え 150 パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注 3 本表は、原則として 2 社の見積を徴収する費用を含んだ歩掛である。

注 4 本表は表 6-~~21~~21 を再掲したものである。

見積徴収者員数

表 9-15

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59 人	
			0.23	0.41	0.23	0.87 人	

注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。

注2 現地調査を行うことが困難なときは、資料収集の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。

注3 本表は、原則として2社の見積を徴収する費用を含んだ歩掛である。

注4 本表は表6-25を再掲したものである。

(5) 規模による員数の補正

表9-13に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表9-16に示す数値を乗じて補正を行うものとする。

機械設備Aの場合

表 9-16

機械設備の面積	100 m ² 未満	100 m ² 以上 200 m ² 未満
補 正 率	0.80	1.00

機械設備A以外の場合

機械設備 等の面積	200m ² 以上 400m ² 未満	400m ² 以上 600m ² 未満	600m ² 以上 1,000m ² 未満	1,000m ² 以上 1,500m ² 未満	1,500m ² 以上 2,000m ² 未満	2,000m ² 以上 3,000m ² 未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90
	3,000m ² 以上 5,000m ² 未満	5,000m ² 以上 8,000m ² 未満	8,000m ² 上 12,000m ² 未満	12,000m ² 以上 20,000m ² 未満	20,000m ² 以上 30,000m ² 未満	30,000m ² 以上 40,000m ² 未満
	4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60

第11 再算定業務

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 現地踏査

現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 11-1 により行うものとする。

表 11-1

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13 人	
			技師 B	0.13 人	

注 再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

3 再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準及び調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む。）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。

ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、表 6-13、表 6-15、表 6-19~~21~~、表 6-25~~27~~ 及び表 6-29~~29~~ により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」（6）及び（7）により行うものとする。

4 再調査業務

再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3 再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

- （1） 建物等が新築されたときは、当該建物分についてのみ新たな調査を行うものとし、「第6建物等の調査」の歩掛によるものとする。
- （2） 建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準及び調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち「調査外業」及び「調査内業（図面等）」を 50 パーセントに補正するものとする。
- （3） 建物の一部増築が行われている場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を 50 パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。
なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。
- （4） 建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、（2）及び（3）により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。
- （5） 機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む。）の一部が新設又は新たな設備に設置替えされたときは、新設又は設置替えの規模等（再調査の対象となる面積）は新設又は設置替えを行った面積とする。

第12 消費税等調査

消費税等調査とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税等の額の補償額への加算の可否又は消費税等相当額の補償の可否の調査及び判定等を行うことをいう。

1 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

2 消費税等調査

(1) 営業調査等を伴わない事業者

表 12-1

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	0.15	0.09	—	0.24 人	
				0.16			0.25 人	
			技師 B	0.15	0.13	—	0.28 人	
				0.16			0.29 人	

(2) 営業調査等を伴う事業者（営業補償対象者）

表 12-2

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
消費税等調査	事業者	—	技師 A	0.06	0.09	—	0.15 人	
				0.08			0.17 人	
			技師 B	0.06	0.13	—	0.19 人	
				0.08			0.21 人	

第5章 取 扱 方 針

この取扱方針は、第3編第1章から第4章までに定める事項に関する取扱の方針を示したものである。

第1 工法加算

工法加算とは、建物等の移転工法を認定するために経済比較が必要な場合に行う比較工法による補償額の算定等を行うものとする。

1 直接人件費

直接人件費の積算は、次によるものとする。

(1) 図面等及び算定の歩掛を計上する工法加算

原則として、調査・算定業務を発注する場合を対象とし、比較する移転工法の補償額の算定に各種図面の作成、補償額算定に必要な諸数量計算等（以下「図面等」という。）の作業が必要な業務種別（次表Ⅰ）については、第6建物等の調査及び第1 1再算定業務で定める各業務歩掛のうち図面等及び算定の歩掛を計上するものとする。

ただし、比較する移転工法によっては、図面等の作業を行わなくても補償額の算定ができる場合は、算定の歩掛のみを計上するものとする。

(2) 図面等の歩掛を計上する工法加算

調査業務を発注する場合を対象とし、比較する移転工法の補償額の算定に図面等の作業が必要な業務種別（次表Ⅱ）については、第6建物等の調査及び第1 1再算定業務で定める各業務歩掛のうち図面等の歩掛を計上するものとする。

(3) 算定の歩掛を計上する工法加算

比較する移転工法の補償額の算定に図面等の作業が必要でない業務種別（次表Ⅲ）を対象とし、第6建物等の調査、第7営業その他の調査及び第1 1再算定業務で定める各業務歩掛のうち算定の歩掛を計上するものとする。

2 直接人件費積算上の要件（補正要件等）

工法加算における直接人件費積算上の補正要件等は、第6建物等の調査、第7営業その他の調査及び第1 1再算定業務と同じ取り扱いを行うものとする。

3 業務種目等

発注図書の作成に当たっては、業務種目（種別）名、規模等は、工法加算を行う業務種目（種別）名、規模等と同様とし、工法加算と附記するものとする。

業務項目	業 務 種 別	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
第6 建物等の調査	木造建物の調査及び算定	○	○	○
	木造特殊建物の調査及び算定	○	○	○
	非木造建物の調査及び算定	○	○	○
	建物の見積	○		○
	石綿除去処分の見積	○		○
	建物の法令適合性の調査及び算定			○
	機械設備の調査及び算定	○	○	○
	機械設備の見積	○		○
	生産設備の調査及び算定	○	○	○
	生産設備の見積	○		○
	附帯工作物の調査及び算定			○
	独立工作物の見積			○
	庭園の調査及び算定	○	○	○

第7 営業その他の調査	営業に関する調査及び算定			○
	仮営業所設置工事費用の調査及び算定			○
	動産に関する調査及び算定			○
	その他通損に関する算定			○
第11 再算定業務	木造建物の再調査及び再算定	○	○	○
	木造特殊建物の再調査及び再算定	○	○	○
	非木造建物の再調査及び再算定	○	○	○
	建物の再見積	○		○
	石綿除去処分の再見積	○		○
	建物の法令適合性の再調査及び再算定			○
	機械設備の再調査及び再算定	○	○	○
	機械設備の再見積	○		○
	生産設備の再調査及び再算定	○	○	○
	生産設備の再見積	○		○
	附帯工作物の再調査及び再算定			○
	独立工作物の再見積			○
	庭園の再調査及び再算定	○	○	○
	営業に関する再調査及び再算定			○
	仮営業所設置工事費用の再調査及び再算定			○
	動産に関する再調査及び再算定			○
	その他通損に関する再算定			○

第2 数量の積算

1 予定数量等の算出

予定価格の積算に際しての数量の算出は、現地踏査等の結果に基づき、地域区分、業務種別ごとに次表の予定数量の算出欄に掲げる方法により行うものとする。

なお、当該算出数量が、業務の実施後、同表の数量変更の算出欄に掲げる方法により算出した数量と比較して、設計数量が増減した場合においては、契約の変更対象とする。

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出	変更数量の算出
用 地 測 量 等 業 務		
作 業 計 画		
現 地 踏 査		
公 図 等 の 転 写	延長×（平均用地幅＋平均残地幅）	用地測量の実績数量
地 積 測 量 図 転 写	地積測量図等の転写予定面積	地積測量図等の転写実績面積
土地の登記記録の調査	延長×（平均用地幅＋平均残地幅）	用地測量の実績数量
建物の登記記録の調査	現地踏査及び工事平面図等による建物の戸数の概数	実績数量
権利者確認調査（当初）	延長×（平均用地幅＋平均残地幅）	用地測量の実績数量
権利者確認調査（追跡）	追跡調査対象権利者の概数×5	実績数量
公図等転写連続図作成	延長×（平均用地幅＋平均残地幅）	用地測量の実績数量

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出	変更数量の算出
建 物 等 の 調 査		
打 合 せ 協 議		
現 地 調 査		
木 造 建 物	現地踏査及び工事平面図等による	実績数量
木 造 特 殊 建 物	同 上	同 上
非 木 造 建 物	同 上	同 上
建 物 の 見 積	同 上	同 上
石綿分析調査の依頼	同 上	同 上
石綿除去処分の見積	同 上	同 上
建物の法令適合性の調査	同 上	同 上
機 械 設 備	同 上	同 上
機 械 設 備 の 見 積	同 上	同 上
生 産 設 備	同 上	同 上
生 産 設 備 の 見 積	同 上	同 上
附 帯 工 作 物	同 上	同 上
独 立 工 作 物 の 見 積	同 上	同 上
立 竹 木	同 上	同 上
庭 園	同 上	同 上
墳 墓 等	同 上	同 上
建物等の残地移転要件の 該 当 性 の 検 討	現地踏査及び工事平面図等による 権利者の概数	同 上
照 応 建 物 の 設 計 書 案 の 作 成 等	現地踏査及び工事平面図等による 概数	同 上
営 業 そ の 他 の 調 査		
打 合 せ 協 議		
現 地 調 査		
営 業	現地踏査による概数	実績数量
仮 営 業 所 設 置	同 上	同 上
居 住 者	同 上	同 上
動 産	現地踏査及び工事平面図等による概数	同 上
居 住 者 調 査	現地踏査による概数	同 上
そ の 他 通 損	同 上	同 上
消 費 税 等 調 査		
打 合 せ 協 議		
消 費 税 等 調 査	調査対象者の概数	実績数量
予 備 調 査		
打 合 せ 協 議		
現 地 踏 査		
関 係 資 料 収 集		
企業の内容等の調査	現地踏査及び工事平面図等による概数	実績数量
敷地使用実態の調査	同 上	同 上
駐車場等の使用実態追加調査	同 上	同 上
建 物 調 査	同 上	同 上
機 械 設 備 等	同 上	同 上
移 転 計 画 案 の 作 成	同 上	同 上

2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算

2) - 1 宿泊費

宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して「職員の旅費に関する条例」（昭和29年高知県条例第36号）（以下「旅費条例」という。）第18条で定める宿泊料の上限額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

なお、旅費条例で定める宿泊料の上限額は消費税込みの金額であるため、積算にあたっては税抜き価格を積み上げ、公表単価とするよう注意すること。

2) - 2 宿泊手当

宿泊手当は宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費条例第19条で定める宿泊諸費の一夜当たりの定額とする。

なお、旅費条例で定める宿泊諸費は消費税込みの金額であるため、積算にあたっては税抜き価格を積み上げ、公表単価とするよう注意すること。

3) 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1)、2)には含まれていないため、別途計上すること。~~その場合は、1-3-3に基づく。~~

なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

ハ 作業費

地盤変動影響調査等を実施するに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。

2 その他原価

その他原価は間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）からなる。

なお、間接原価は、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費、**熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）**等の経費とする。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（当該業務に従事する技術者に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

(1) 一般管理費

・別記様式の廃止に伴う文言修正

様式1 : 会計管理課が定める標準書式を使用することとし、廃止

様式2、様式3 : 仕様書（四国地整準拠）に別途定めがあるため、廃止

第1章 実 施 要 領

第1（通 則）

登記業務の委託の実施については、「高知県契約規則」（昭和39年高知県規則第12号）、
「高知県会計規則」（平成4年高知県規則第2号）その他の法令に定めるもののほか、この要
領に定めるところによる。

第2（登記業務委託単価契約の締結）

- 1 事務所~~所~~長は、登記業務を発注しようとするときは、土地調査表等に基づき業務の種別及
び件数等を把握したうえ、~~登記業務委託単価契約書（別記様式—1—）~~ **単価契約**により契約を
締結するものとする。
- 2 前項の場合において事務所長は、契約の相手方に対し登記の委託に関する代理権を授与す
る委任状~~（別記様式—2—）~~を交付するものとする。

第3（登記業務の委託料の積算）

- 1 このことに関する報酬単価は、「公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準（案）及
び公共嘱託登記（司法書士）業務積算基準（案）について」（平成16年2月26日付け中央
用地対策連絡協議会理事会で申し合わせ。以下「基準（案）」という）に基づき、国土交通
省四国地方整備局が公表する設計業務委託等技術者単価（基準日額）（以下、『基準日額』と
いう）に、基準（案）に示された委託歩掛を乗じて求めた額の10円未満を切り捨てた額の
合計に、諸経費として40パーセントを乗じた額の10円未満を切り捨てた額を加えて求め
るものとし、高知県が、社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会又は社団法人高知
県公共嘱託登記司法書士協会と別途定める「土地の登記業務に関する協定書」により協定を
締結して定めるものとする。
- 2 報酬単価の改定は、基準日額のうち、この委託に係る技術者単価か、基準（案）の委託歩
掛が改定されたときに、高知県と社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会又は社団
法人高知県公共嘱託登記司法書士協会が協議のうえ施行日を定めて行なうものとする。
- 3 用地調査等業務積算資料による発注に際し第1項の単価を使用するときは、諸経費を計上
しないものとする。

第4（受注者に対する図書の貸与）

事務所長は、契約の相手方に対し登記業務の処理に必要な図書を貸与し、又は提供するも
のとする。

第5（登記業務等仕様書の適用）

登記業務の実施に当たっては、別添「登記業務等仕様書」を原則適用することとし、必要に
応じて、特記仕様書及び図面等により必要事項を明示するものとする。

第6（検査職員の任命）

第5編第1章用地調査等業務監督・検査要領の規定は、登記業務の検査職員を任命する場合
に準用するものとする。

第7（検査）

検査職員は、委託した登記業務について業務完了届出書が提出されたときは、登記完了証に
より当該業務の履行を検査しなければならない。

~~第8（履行の確認）~~

~~用地担当課長は、登記業務委託単価契約書第15条に定める請求書が提出されたときは、当
該請求書に係る業務について履行の確認を行い、「単価契約履行確認報告書」（別記様式—3—）
により事務所長に報告するものとする。~~

第2章 取 扱 方 針

この取扱方針は、第1章第3に定める事項に関し、取扱いの方針を示したものである。

第1（単価の適用方法）

- 1 所在図及び地積測量図は、取得前の土地一筆について各一葉とする。
- 2 分筆、地図訂正及び地積の変更・更正は、取得前の土地一筆について各一件とする。
なお、分筆には抵当権及び仮登記等の権利の一部抹消を含み、地図訂正及び地積の変更・更正には図面作成を含む。
- 3 所有権保存、所有権移転、相続及び登記名義人表示変更・更正は、一人について一件とする。
- 4 抵当権等の権利の抹消は、仮登記等の抹消を含み一権利者一件とする。
- 5 単価には、用紙代等業務に必要な費用の一切を含む。

第2（業務日数）

業務日数（履行期限）の決定に当たっては、事前に社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会又は社団法人高知県公共嘱託登記司法書士協会と十分打合せを行うものとする。

第3（登記の申請時等の閲覧手数料等）

登記の申請等に当たって必要となる登記簿等の閲覧手数料及び日当等は、単価に含む。

~~別記様式 1~~

~~登記業務委託単価契約書~~

~~1 業務の名称~~

~~2 契約の種別及び予定数量
別紙のとおり~~

~~3 契約期間 自 年 月 日
至 年 月 日~~

~~上記の業務について、委託者高知県を甲とし、受託者 社団法人高知県公共嘱託登記
土地家屋調査士協会
(司法書士協会) 理事長○○○○○を乙として、次の条項により単価契約を締結する。~~

~~(総則)~~

~~第1条 乙は、別添登記業務共通仕様書に基づき、別表に掲げる委託単価をもって頭書の期間に
おいて、甲が発行する登記業務発注書により委託する都度、その期限内に業務を完了しなけれ
ばならない。~~

~~(権利義務の譲渡)~~

~~第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならな
い。
ただし、書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。~~

~~(代理権の授与)~~

~~第3条 甲は、登記の嘱託に関する代理権を乙に授与するものとする。~~

~~(復代理人の選任等)~~

~~第4条 乙は、第1条に規定する登記業務発注書ごとに、登記の嘱託に関する代理権を乙の選任
した者に授与するものとする。~~

~~その場合において乙は、高知県公共嘱託登記 (土地家屋調査士協会
司法書士協会) の社員のうちから~~

~~復代理人を選任しなければならない。~~

~~2 乙は、甲の代理権を授与する復代理人を選任したときは、書面により甲に通知しなければな
らない。~~

~~3 甲は、前項の通知を受けた復代理人が不適当と認めるときは、その事由を明記して、乙にそ
の変更を求めることができる。~~

~~(委託業務の範囲)~~

~~第5条 甲が乙に委託する業務は、次のとおりとする。
一 登記嘱託書の作成及び登記嘱託書を法務局へ提出し、又は取り下げること。
二 法務局から交付される登記完了証の受領
三 その他前三号に付随する業務~~

~~(貸与図書及び提供図書)~~

~~第6条 甲は、乙の業務の処理に必要な図書を貸与し、又は登記嘱託書に添付する図書を提供す
るものとする。その場合において、乙は貸与し又は提供した図書について善良なる管理者の注
意をもって保管しなければならない。~~

~~2 乙は、業務が完了した場合又はこの契約が解除された場合には、前項の貸与図書又は提供図書を遅滞なく甲に返還しなければならない。~~

~~=(処理状況の報告)=~~

~~第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、業務の処理の状況その他業務に関することについて報告を求めることができる。~~

~~=(処理の困難な業務の取扱い)=~~

~~第8条 乙は、受託した業務のうち処理の困難なものがあるときは、その都度「処理困難届出書」により甲に届け出て、甲の指示を受けなければならない。~~

~~=(期限の延長)=~~

~~第9条 乙は、乙の責に帰すことができない事由により登記業務発注書に定める期限までに業務を完了することができないときは、甲に対して、遅滞なくその事由を付した書面により期限の延長を求めることができる。この場合において延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。~~

~~=(履行遅滞の場合における違約金)=~~

~~第10条 甲は、乙の責に帰すべき事由により、登記業務発注書に定める履行期限までに乙が業務を完了することができない場合において、履行期限の後に業務を完了する見込みがあると認めるときは、乙から違約金を徴収して履行期限を延長することができる。~~

~~2 前項の違約金の額は、当該登記業務発注書に係る履行の未済部分の業務に契約単価を乗じて得た額に対して、遅延日数に応じ、年8.6%の割合を乗じて計算した額とする。~~

~~=(契約の解除)=~~

~~第11条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。~~

~~一 乙の責に帰すべき事由により、履行期限の後ににおいて委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。~~

~~二 乙が第2条の規定に違反したとき。~~

~~三 前三号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反したことにより契約の目的を達成することができないと認められるとき。~~

~~四 乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたとき。~~

~~2 乙は、乙の責に帰すことができない事由によりこの契約の履行が困難となったときは、契約を解除することができる。~~

~~=(違約金等)=~~

~~第12条 乙の責に帰すべき事由により甲が契約を解除したときは、違約金を甲の指定する期限内に納付しなければならない。~~

~~2 前項の違約金の額は、頭書記載の契約予定総額の10分の1とする。~~

~~3 乙が、第10条又は前項の違約金を甲の指定する期限内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に対して甲の指定する期限の翌日から違約金の納付の日までの日数に応じ、年8.25%の割合を乗じて計算した利息を徴収する。~~

~~=(履行済の業務に対する委託料の支払)=~~

~~第13条 甲又は乙が、第10条の規定により契約を解除した場合において、すでに履行を完了した業務があるときは、甲は、当該業務に対する委託料を乙に支払わなければならない。~~

~~=(検査)=~~

~~第14条 乙は、法務局から登記完了証の交付を受けたときは、登記完了証を添付して「業務完了届出書」を甲に提出しなければならない。~~

~~2 甲は、前項の規定による業務完了届出書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。~~

~~=(委託料の支払)=~~

~~第15条 乙は、前条の検査に合格した業務について、毎月分を取りまとめて甲に委託料を請求することができる。~~

~~2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。~~

~~3 乙は、甲の責に帰すべき事由により委託料の支払が遅れたときは、乙は、甲に対して、年3.6%の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。~~

~~（第三者に対する損害）~~

~~第16条 乙は、受託した業務に関し、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。~~

~~（契約外の事項）~~

~~第17条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。~~

~~この契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。~~

~~年 月 日~~

~~委託者 甲 高知県~~

~~契約担当者 高知県知事~~

~~受託者 乙 住所~~

~~名称 社団法人高知県公共嘱託登記 協会~~

~~理事長~~

~~高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の委託用(表示に関する登記の場合)~~

種別・区分		単位	単価(円)	予定数量	予定金額(円)	摘要
資料調査	会簿類	筆				
	地図類	筆				
	図面類	筆				
	疎明書面	件				
現地調査(事前調査費)		件				
土地に関する登記	表題	申請手続・所在図・地積測量図	筆			
			筆加算			
		申請手続のみ	筆			
			筆加算			
		所在図作成のみ	筆			
			筆加算			
		地積測量図作成のみ	筆			
			筆加算			
	分筆	申請手続・所在図・地積測量図	筆			分筆後の土地2筆まで
			筆加算			
		申請手続のみ	筆			分筆後の土地2筆まで
			筆加算			
	地積の変更・更正	申請手続・地積測量図	筆			
			筆加算			
		申請手続のみ	筆			
			筆加算			
	地積の 変更・更正	申請手続・地積測量図	筆			
			筆加算			
		申請手続のみ	筆			
			筆加算			
	合筆		筆			合筆前の土地2筆まで
			筆加算			
	地目の変更		筆			
			筆加算			
	滅失		筆			
			筆加算			
	所有者の更正(表題部の所有者が誤っていたとき)		筆			
			筆加算			
	所有者の表示変更・更正(表題部の所有者を変更するとき)		筆			
			筆加算			
登記業務現地調査費		筆				
書類の作成	文案を要するもの	通				
	文案を要しないもの	通				
謄抄本等交付手続及び受領		通				
原本の複製		通				
土地現地調査書の作成		通				

~~※この単価には消費税及び地方消費税は含まれていない。~~

~~※委託件数多数などの理由で、上表の単価に、「土地の登記業務に関する協定書」の報酬単価を適用しないときは、該当する単価を訂正すること。~~

~~※「土地の登記業務に関する協定書」で協定していない業務は、上表を適宜訂正して使用すること。~~

~~高知県公共嘱託登記司法書士協会の委託用(保存登記の場合)~~

種別・区分			単位	単価(円)	予定数量	予定金額(円)	摘要
登記に関する申請の手続き	所有権保存		件				
	相続		件				
	所有権移転		件				
	用益権、担保権の設定		件				
	用益権、担保権の移転又は処分		件				
	登記名義人の表示変更・更正		件				
	抹消、変更、その他	所有権の登記	件				
所有権以外の登記		件					
書類の作成その他	文案を要するもの(民法第903条の特別受益証明書等)	正本	枚				
		＝その他	枚				
	文案を要しないもの (共同担保日録のみの作成等)		枚				
	謄抄本・登記事項証明書・登記要約書又は印鑑証明書の請求及び受領 (委任状作成を含む。)		通				
	登記記録閲覧 (登記の申請手続きの代理又は申請書類の作成若しくは申請行為の代理に関する場合を除く。)		用紙				

~~※この単価には消費税及び地方消費税は含まれていない。~~

~~※委託件数多数などの理由で、上表の単価に、「土地の登記業務に関する協定書」の報酬単価を適用しないときは、該当する単価を訂正すること。~~

~~※「土地の登記業務に関する協定書」で協定していない業務は、上表を適宜訂正して使用すること。~~

~~別記様式-2の①の1~~

委 任 状

~~私は、社団法人高知県公共委託登記司法書士協会理事長○○○○を代理人とし、末尾に掲げる不動産にかかわる下記事項を処理する。一切の権限を委任する。~~

年 月 日

~~高知県知事~~

福

~~1 後記~~ ~~の物件につき~~

~~債権者代位による登記名義人表示変更・更正登記囑託の件。~~~~1 後記 の物件につき~~~~債権者代位による相続を登記原因とする所有権その他の権利の移転の登記嘱託の件。~~~~1 後記 の物件につき~~

高知県を権利者とする所有権移転登記嘱託の外（登記原因後記のとおり）。

~~1 後記 〃の物件につき~~~~高知県を権利者とする所有権に関する仮登記並びに担保権及び賃借権（仮登記を含む。）その他高
知県が取得した不動産の所有権を制限する 一切の権利の抹消登記嘱託の権（抹消すべき登記及び登
記原因後記のとおり）。~~

~~1 登記嘱託書に添付した書類の原本還付請求及び受領に関する件。~~

~~1 登記嘱託書の補正又は取下げに関する件。~~~~1 前記各号に掲げる行為をするについて復代理人を選任する件。~~[illegible]

~~別紙様式 2 の ① の 2~~[illegible][illegible]

不動産の表示

委任状

私は、社団法人高知県公共嘱託登記士地家屋調査士協合理事長○○○○を代理人とし、末尾に掲げる不動産にかかわる下記事項を処理する一切の権限を委任する。

年 月 日

高知県知事

記

- 1 分筆・地目変更・地積更正・合筆登記嘱託に関する件。
- 2 登記嘱託書に添付した書類の原本還付請求及び受領に関する件。
- 3 登記嘱託書の補正又は取下に関する件。
- 4 前記各号に掲げる行為をするについて復代理人を選任する件。

単価契約履行確認報告書

契 約 番 号				契 約 年 月 日					
契 約 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日			契 約 の 相 手 方					
件 名	規 格	単 位	単 価	履 行					
				前 回 ま で		今 回		累 計	
				数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額

年 月 日から 年 月 日までの間の単価契約について、上記のとおり履行を確認したから報告する。

年 月 日

高知県知事

殿 用地担当課長 ㊟

別添

登記業務共通仕様書

~~（適用範囲）~~

~~第1条 この仕様書は、高知県土木部の所掌する公共用地の取得に伴う登記業務の委託に適用するものとし、この仕様書により難い場合又はこれに定めのない事項については、「登記業務発注書」に添付する特記仕様書によるものとする。~~

~~2 特記仕様書は、この仕様書に優先するものとする。~~

~~（様式等）~~

~~第2条 発注者と受注者との間の通知書及び報告書等の様式は、別表に定めるところによる。~~

~~（貸与図書及び提供図書）~~

~~第3条 貸与図書及び提供図書は、登記業務発注書に定めるところによる。~~

~~2 前項の図書の引渡しをし、又は返納を受ける職員は、事務所用地担当課長とする。~~

~~（業務の処理）~~

~~第4条 受注者は、業務の処理に当たっては、不動産登記法その他の関係法令に基づいて適正に処理しなければならない。~~

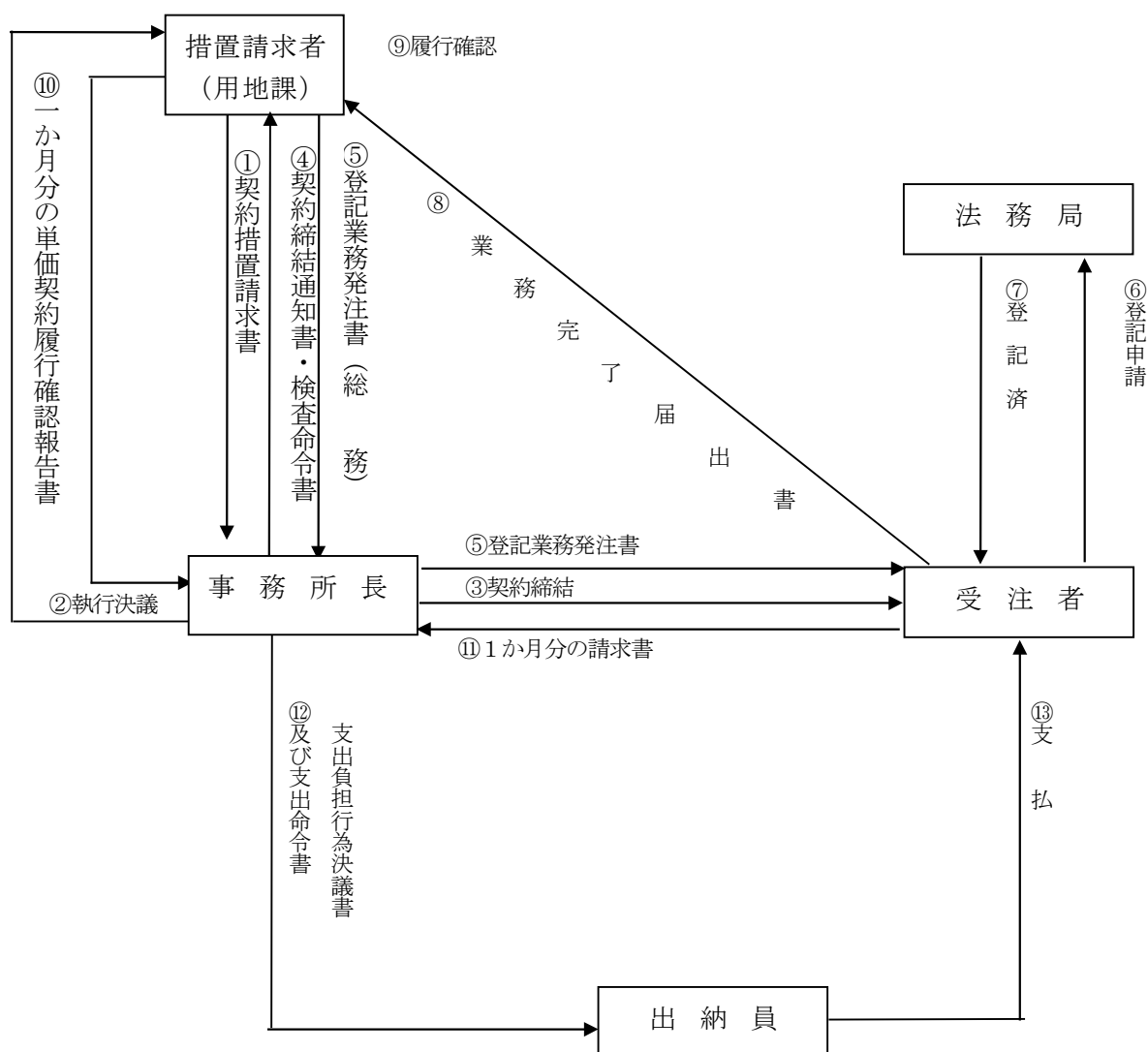
~~2 受注者は、貸与図書及び提供図書に基づき登記嘱託書等を作成するものとする。~~

別表

書 類 名	様式番号
登 記 業 務 発 注 書	様式 1
貸 与 図 書 内 訳 書	様式 2
貸 与 図 書 借 用 書	様式 3
提 供 図 書 内 訳 書	様式 4
提 供 図 書 受 領 書	様式 5
貸 与 図 書 返 納 書	様式 6
復 代 理 大 選 任 通 知 書	様式 7
処 理 困 難 届 出 書	様式 8
業 務 完 了 届 出 書	様式 9

（参考資料）

登記業務委託に係る事務の標準手続



様式 ~~1-1~~ (A ~~4~~ 判)

登 記 業 務 発 注 書

~~社団法人 高知県公共嘱託登記士地家屋調査士協合理事長~~ 殿

年 月 日

~~高知県知事~~

年 月 日付けで締結した登記業務委託単価契約に基づき、下記業務を発注する。

- ~~1 履行期間~~ 年 月 日
- ~~2 貸与図書~~ 別紙貸与図書内訳書のとおり
- ~~3 提供図書~~ 別紙提供図書内訳書のとおり
- ~~4 特記仕様書~~
- ~~5 委託の内容~~ 下記のとおり

記

＝(単位：円)＝

委託 番号	種別 氏名	表 題		分 筆		地積の 変更・更正		合 筆										計	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
	計																		

(注) 各種別の件数、金額の干段は、加算筆数、加算金額である。

~~様式 1-2 (A-4 判)~~

~~登 記 業 務 発 注 書~~

社団法人 高知県公共嘱託登記司法書士協会の理事長 殿

年 月 日

~~高知県知事~~

~~年 月 日付けで締結した登記業務委託単価契約に基づき、下記業務を発注する。~~

~~1 履行期限 年 月 日~~

~~2 貸与図書~~ ~~別紙貸与図書内訳書のとおり~~

~~3 提供図書~~ ~~別紙提供図書内訳書のとおり~~

~~4 特記仕様書~~

~~5 委託の内容 下記のとおり~~

記

~~=(単位:円)~~

[illegible]

~~貸与図書内訳書~~

委託番号	氏名	内訳					摘要
		住民票	戸籍書類	土地調査表	実測平面図		

~~(注) 契約書は、貸与しないものとする。~~

提供図書内訳書								
委託番号	氏名	内訳						摘要
		登記承諾書	印鑑証明書	地形図	地積測量図			

年 月 日

〇〇土木事務所
用地担当課長 〇〇〇〇殿

受注者 社団法人高知県公共嘱託
登記 〇〇〇〇〇〇協会
理事長 〇 〇 〇

提供図書受領書

年 月 日付けで締結した登記業務委託単価契約に基
づき、年 月 日付をもって発注のあった業務に関す
る提供図書を受領しました。

~~年 月 日~~

~~高知県知事 ○○○○殿~~

~~受注者 社団法人高知県公共嘱託登記
○○○○○○○○協会
理事長 ○ ○ ○~~

~~復代理人選任通知書~~

~~年 月 日付けで締結した登記業務委託単価契約に基
づき、年 月 日付けをもって発注のあった業務に関
して代理権を授与する者を下記のとおり選任したので通知します。~~

記

~~年 月 日~~

~~高知県知事 ○○○○殿~~

~~受注者~~

~~処 理 困 難 届 出 書~~

~~年 月 日付けで締結した登記業務委託単価契約に基づき、~~
~~年 月 日付けをもって発注のあった業務のうち、下記のも~~
~~のは処理することが困難となったのでお届けします。~~

~~記~~

委託番号	氏 名	処理が困難な理由

年 月 日

高知県知事 ○○○○殿

受注者

業務完了届出書

年 月 日付けで締結した登記業務委託単価契約に基づき、
年 月 日付けで発注のあった業務については、下記のとおり
完了したのでお届けします。

記

- 1 業務の名称
- 2 履行期限 年 月 日
- 3 履行業務の内容 別添 登記完了証のとおり
- 4 委託料 ¥
- 5 履行年月日 年 月 日

上記業務について検査の結果履行を確認する。

年 月 日

検査職員 ○○土木事務所
用地担当課長



四国地方整備局が使用している仕様書に準拠した内容に変更（根拠資料④参照）

別添

登記業務等仕様書

（適用範囲）

第1条 この仕様書は、〇〇（例：〇〇工事の用地取得）に伴う登記業務の委託に適用するものとする。

（業務処理の原則）

第2条 本業務は、所有権移転登記に関する重要事項であり、土地代金支払いの前提となるものであるから契約書及び仕様書に準拠すると共に、不動産登記法その他の法令に基づいて正確かつ迅速に行うものとする。

（代理権の授与）

第3条 委託者は、登記の嘱託に関する代理権を受託者に授与するものとする。

（代理人の選任）

第4条 受託者は、選任した代理人を代理人選任通知書（様式－1）により委託者に通知するものとする。

2 委託者は、前項の通知を受けた代理人が不適切と認める時は、受託者にその変更を求めることができる。

（再委託に関する取扱いについて）

第5条 受託者は本業務の一部（「主たる部分」を除く）について、契約書第5条の再委託を行う場合は、再委託（変更）承諾申請書（様式－2）を契約締結後、ただちに委託者へ提出し、業務に着手するまでに再委託の承諾を受けるものとする。ただし、「軽微な業務」を再委託しようとするときには委託者の承諾を要しない。なお、再委託に関して委託者の承諾が得られない場合は、受託者は再委託に付そうとした部分を自ら履行するものとする。

（本業務の「主たる部分」について）

第6条 前条の「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいう。

（軽微な業務について）

第7条 第5条の「軽微な業務」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の業務をいう。

（履行体制の把握について）

第8条 受託者が契約書第5条の再委託の承諾を得た場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した履行体制に関する書面（様式－3）を委託者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

（業務の実施方法）

第9条 委託業務は、委託者の発行する登記業務依頼書（様式－4）に基づき実施するものとする。

2 受託者は、前項の規定に基づき登記業務依頼書を受理した後速やかに嘱託書類を作成のうえ所轄法務局に嘱託し、登記の早期完了に努めなければならない。

（業務の内容）

第10条 委託業務の内容は、別表のうち契約書別紙単価表に掲げるものとする。

（貸与品等）

第11条 受託者は、業務の履行に必要な用地実測平面図の写し、地図等の写しの複製、地積測量図の写しの複製、土地調査表その他の図書を支給材料として使用する場合には、委託者から貸与又は提供を受けるものとする。

2 委託者は受託者に、土地の表示の登記嘱託を行うにあたり、既作成の次の図書を提供するものとする。

一 不動産調査報告書

二 地積測量図

3 受託者は、前2項の貸与品等を受領したときは、貸与図書借用書（様式－5）又は提供図書受領書（様式－6）を委託者に提出するものとする。

4 受託者は、登記業務依頼書に定める委託業務が完了したときは、完了の日から3日以内に貸与品を返納するものとする。

（処理困難な業務の取扱い）

第12条 受託者は、業務処理の困難なものがある場合は、その都度委託者に報告し、指示を受けなければならない。

（成果物及び引渡し）

第13条 成果物は、登記業務依頼書に定める各種登記の登記完了証又はその他の成果物とする。

2 受託者は、登記業務依頼書に定める委託業務の完了の都度、業務完了報告書（様式－7）を提出し、検査に合格したものについて成果物を引渡すものとする。また、検査に合格したときは請求書（様式－8）を提出すること。

（個人情報等の保護）

第14条 受託者は、契約書別記「個人情報等取扱特記事項」第3に基づき、個人情報等の責任体制等報告書（様式－9）を、契約締結までに委託者へ提出すること。

別表：次の例を参考に、受託者と協議の上定めるものとする。

例 1（未登記処理再測量業務 等の標準的な業務内容）

業務名	業務内容	成果品
1 調査業務		
(1) 資料調査	法務局等の公的機関その他の者が保管する公簿類、地図類、図面類等の閲覧、謄写、収集、調査、照合、分析整理及び調書の作成並びに疎明書面の照合及び点検作業を行う。	—
公簿類	法務局その他の官公署、組合等が備え付け又は保管する簿冊類の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの土地又は建物登記簿、登記事項要約書、登記事項証明書、閉鎖登記簿謄本、旧土地台帳又は旧家屋台帳等 ロ 地方自治体備え付けの固定資産税台帳、補充課税台帳、名寄帳、道路台帳、河川台帳、換地明細書等 ハ その他の官公署・組合（解散した組合にあっては、個人を含む。）備え付けの台帳 等	—
地図類	法務局又はその他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する地図類の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの地図又は土地所在図若しくは建物所在図 ロ 地方自治体備え付けの公図副本、地籍図、換地図、道路地図、河川地図等 ハ 区画整理組合、土地改良区、耕地整理組合（解散した組合等にあっては、個人を含む。）等が保有する土地所在図、森林施行図等又は個人が保有する古地図等	—
図面類	法務局その他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する確定測量図等の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの地積測量図、建物図面、各階平面図（閉鎖図面を含む。）等 ロ 地方自治体備え付けの土地区画整理の確定図 ハ 土地区画整理組合、土地改良区又は耕地整理組合（解散した組合等にあっては、個人を含む。）等が保有する確定測量図（面積、辺長、境界点及び数値の記載のある図面をいう。） ニ 管理者が保管する公共用地・長狭物の確定測量図（面積の記載のないものを含む。）その他これに類する確定測量図	—
(2) 現地調査		
事前調査	地図訂正の申出を行う際に、訂正を要する範囲において行う対象物件の位置調査、現地確認等、境界調査、マーキング等及び対象物件の調査に必要な図面類の整理等の諸作業を行う。	

	筆界 確認	多角測量：筆界点の位置の特定のために行う基礎測量で、国家基準点又はこれに準ずる図根点 2 点以上を与点として行い、後から実施される各種測量業務の骨格となる精度区分 2 以上の測量をいう。	多角点網図、 多角点計算書
		復元測量：筆界の標識の不明又は亡失等のため、既存の資料又は画地調整の計算資料に基づき筆界点を測設する作業をいう。	復元点写真又は復元点箇所図及び復元座標一覧表
		画地調整：複数の土地の位置の特定又は筆界点を復元する場合に、基礎測量（現況測量を含む）で得た既設境界標識、境界周辺の構築物、地形等の筆界確定要素となるデータと、地図類及び資料調査で収集した既存資料とを照合・点検し、面積、辺長の調整計算を行い、周辺土地との均衡調整を図り、筆界点を確定するための作業をいう。	地積測量図又は丈量図、面積計算書
	立会	民有地境界立会 ・立会・確認：境界立会において、既存の境界標識が容易に直視でき、明確な資料が存する場合にする、相隣者間の合意を得る作業をいう。 ・測距・探索：境界立会において、境界標識が容易に発見できない場合で、収集資料に基づいて距離及び角度を測定し、おおむね 15 c m 程度の表土除去により境界標識を探索し、相隣者の合意を得る作業をいう。 ・特殊作業：境界立会において、境界標識の全部又は一部が発見できない場合で、既存の調査資料に基づき距離、角度の測定により掘削、破碎、伐採等の作業を行って境界標識を探索し、相隣者の合意を得る作業をいう。	立会写真、立 会署名

	公共用地境界立会 ・A ランク：公共用地を管理する官公署等に対し、境界確認申請書に案内図、付近見取図、公図写等を添付して申請手続を行い、かつ、平易な現地での立会作業をする場合をいう。 ・B ランク：境界確認申請書に、A ランクの図面類のほか、現況測量図及び横断面図を添付して申請手続を行った上、現地において添付図面に基づいて状況説明を行い、道水路にあつては、幅員の測距、不動点、永久標識及び構築物等から筆界点の点検、確認を行う作業をする場合をいう。（A ランクの外業のほか現況平面測量、公共用地横断面測量、公共用地境界の事前測設等の作業及びこれに付随した内業を伴う場合をいう。） ・C ランク：境界確認申請書に、A ランク及びB ランクの図面類のほか、登記簿謄本、現況写真、道水路の場合は、対面する土地所有者の同意書等を添付して申請手続を行った上、立会の事前協議、公共用地境界標の事前測設を行い、現地立会においては各土地所有者全員の立会を得て、筆界を確認する等複雑で特殊な作業（引照点測量及び境界明示証明書交付手続を含む。）をする場合をいう。（A 及びB ランクの外業のほか、引照点測量、公共用地明示証明書（立会をした全員の同意書添付）の提出、受領等の作業及びこれに附随した内業を伴う場合をいう。）	・A ランク 立会写真、立会署名、 ・B ランク 上記に加え、作成した官民平面図、断面図等 ・C ランク 上記に加え、確定書等
93 条 報告書作成	高松法務局（又はその管轄区域内の地方法務局）が定める「不動産の表示に関する登記事務取扱要領」（昭和 52 年 5 月 4 日訓令第 5 号、令和 4 年 9 月 29 日訓令第 9 号改正）（以下「登記事務取扱要領」という。）第 23 条第 1 項に規定する 93 条報告書（受注者の社員（土地家屋調査士）の記名押印による）を作成する	93 条報告書
2 測量業務		
面積測量	土地の面積測量は、外業（器械の据付、観測、筆界線の整理、筆界点間の検測及び器械の移動）及び内業（観測簿の整理、コンピュータへの入力、面積計算及びその点検、展開・点検並びに測量原図作成）とする。	面積計算書、筆界点精度管理表
境界標設置	境界点測設 分筆をする場合に木杭等をもって現地に分割点を測設する作業をいう。	測設写真又は測設点、箇所図及び測設点座標一覧表
	境界標埋設 筆界点に永続性のある標識（石杭、コンクリート杭、金属杭、金属標等）を設置するために必要な作業をいう。	
	引照点測量 筆界点の指示又は亡失した場合の境界標の復元のため、予め近傍の恒久的地物等と筆界との位置関係を明確にするための作業をいう。	準拠点写真又は埋設、点箇所図及び埋設点、座標一覧表もしくは地積測量図(写)
3 登記嘱託手続業務		

(1) 登記嘱託手続き	登記に関する嘱託書の作成、提出、受領等を包括して行う作業をいう。	登記嘱託書(写)、登記完了証、その他作成した図面等(地積測量図、分筆図等)
表示	不動産登記法第2条第20号に規定する「表題登記」をいい、登記されていない土地について、その状況を明らかにするためにいう登記。	
分筆	1筆の土地を2筆以上に分割し、2筆以上の土地とする登記。	
地積の変更・更正	登記簿等の表題部に記載されている地積に誤りがある場合等に、これを正しい地積に合致させる登記。	
合筆	数筆の土地を1筆の土地にまとめる登記。	
地目の変更・更正	土地の用途や使用目的に変更があった場合に、登記簿等の内容も同じように変更する登記。	
滅失	1筆の土地の全部が公有水面下の土地になるなどして私権の客体となくなるときに行う登記。	
所有者の更正	登記簿等の表題部に記載されている所有者自体に誤りがある場合に、これを正しい所有者に是正する登記。	
所有者の表示変更・更正	登記簿等の表題部に記載されている所有者の住所に変更を生じた場合、又は誤りがある場合に、登記簿等の表示を新しい表示に変更又は更正するための登記	
(2) 登記業務現地調査	登記事務取扱要領に規定する実地調査のために立会することをいい、実地調査を行った場合には、要領に規定する実地調査書に準ずる書面を作成するものとする。	—
4 書類の作成等		
書類の作成	文案を要するもの 1 地役権図面、地形図・成果図 2 区分建物規約を証する書面添付図面(配置図、平面図、専有部分の略断面図等) 3 証明書(隣接筆界証明書、地役権証明書等) 4 承諾書(権利消滅承諾書、所有権更正承諾書等) 5 上申書、理由書、同意書(地図訂正同意書、所有者更正に伴う上申又は理由を記載した書面、区分建物の集会の決議による規約または合意書等) 6 交付手続を要する書面 7 換地(仮換地)証明書(図面添付)等 文案を要しないもの 所有権証明書	作成した書類
謄抄本交付手続及び受領	業務の実施に必要な登記事項証明書、登記事項要約書、登記簿・戸籍謄抄本・住民票等の交付手続き及び受領を行う。	受託者が収集した書類
原本の複製	登記嘱託手続きにあたり、添付書類の原本還付請求を行うために原本の複製を行う。	—
土地現地調査書の作成	土地現地調査書の作成を行う。	土地現地調査書

別表2 (※分筆登記等委託業務の標準的な業務内容)

業務名	業務内容	成果品
1 調査業務		
(1) 資料調査	法務局等の公的機関その他の者が保管する公簿類、地図類、図面類等の閲覧、謄写、収集、調査、照合、分析整理及び調書の作成並びに疎明書面の照合及び点検作業を行う。	—
公簿類	法務局その他の官公署、組合等が備え付け又は保管する簿冊類の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの土地又は建物登記簿、登記事項要約書、登記事項証明書、閉鎖登記簿謄本、旧土地台帳又は旧家屋台帳等 ロ 地方自治体備え付けの固定資産税台帳、補充課税台帳、名寄帳、道路台帳、河川台帳、換地明細書等 ハ その他の官公署・組合（解散した組合にあっては、個人を含む。）備え付けの台帳 等	—
地図類	法務局又はその他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する地図類の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの地図又は土地所在図若しくは建物所在図 ロ 地方自治体備え付けの公図副本、地籍図、換地図、道路地図、河川地図等 ハ 区画整理組合、土地改良区、耕地整理組合（解散した組合等にあっては、個人を含む。）等が保有する土地所在図、森林施行図等又は個人が保有する古地図等	—
図面類	法務局その他の官公署、組合、個人等が備え付け又は保管する確定測量図等の総称で、次の各号に掲げるものをいう。 イ 法務局備え付けの地積測量図、建物図面、各階平面図（閉鎖図面を含む。）等 ロ 地方自治体備え付けの土地区画整理の確定図 ハ 土地区画整理組合、土地改良区又は耕地整理組合（解散した組合等にあっては、個人を含む。）等が保有する確定測量図（面積、辺長、境界点及び数値の記載のある図面をいう。） ニ 管理者が保管する公共用地・長狭物の確定測量図（面積の記載のないものを含む。）その他これに類する確定測量図	—
(2) 現地調査		
事前調査	地図訂正の申出を行う際に、訂正を要する範囲において行う対象物件の位置調査、現地確認等、境界調査、マーキング等及び対象物件の調査に必要な図面類の整理等の諸作業を行う。	—

立会 事前 調査	境界立会いに先立ち行う作業等で、次に掲げるものをいう。 イ 受注者は、業務を実施するために、発注者と立会い日時及び具体の作業手順等についての打合せを行う。 ロ 受注者は、業務を実施するために必要な公簿類及び法務局備付けの図面等の資料を支給材料として発注者から貸与又は提供を受け、土地の調査区域、地理的状況、利用状況及び境界標の有無等を把握するために現地の事前調査を行う。	—
民有地境 界立会	境界立会い時に民有地の境界について、関連する権利者の本人確認、筆界確認及び確認を行った境界標等の写真撮影を行う作業をいい、地域区分、作業の難易度により、次のとおり区分する。 イ 地形による区分については次のとおりとする。 平地：平坦な地域（傾斜角度が概ね3°未満） 丘陵地：ゆるやかな起伏のある地形（傾斜角度が概ね3°以上15°未満） 低山地：相当勾配のある地形（傾斜角度が概ね15°以上35°未満） 高山地：急峻な地形（傾斜角度が概ね35°以上）。 ロ 地図種別の区分については次のとおりとする。 法第14条地図：不動産登記法第14条第1項に規定する地図 地図に準ずる図面：地図等の備付けのない地域または不動産登記法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面	—
公共用地 境界立会	境界立会時に民有地と公有地との境界について、関連する権利者の本人確認、筆界確認及び確認を行った境界標等の写真撮影を行う作業をいう。なお、区分及び分類については「民有地境界立会」と同様とする。	—
現地の確 認に 係る調査	土地の表示に関する登記に必要な地積測量図及び「不動産の表示に関する登記事務取扱要領（令和4年9月30日高知地方局局長訓令第9号。以下「要領」という。）第2条（11）に規定する93条報告書を作成する場合に、対象土地の筆界点と永続性のある準拠点等との位置関係を明らかにするため、引照点を確認し、筆界点からの距離及び角度を記載するために必要な現地作業をいい、地域区分により「平地・丘陵地」「低山地・高山地」に区分する。 なお、区分の定義については「民有地境界立会」と同様とする。	—
93 条 報 告書作成	要領第2条（11）に規定する93条報告書（受注者の社員（土地家屋調査士）の記名押印による）を作成することをいう。	93 条報告書
2 登記嘱託手続業務		
（1）登記嘱 託手続き	登記に関する嘱託書の作成、提出、受領等を包括して行う作業をいう。	登記嘱託書 （写）、登記

表示	不動産登記法第2条第20号に規定する「表題登記」をいい、登記されていない土地について、その状況を明らかにするためにいう登記。	完了証、その他作成した図面等（地積測量図、分筆図等）
分筆	1筆の土地を2筆以上に分割し、2筆以上の土地とする登記。	
地積の変更・更正	登記簿等の表題部に記載されている地積に誤りがある場合等に、これを正しい地積に合致させる登記。	
合筆	数筆の土地を1筆の土地にまとめる登記。	
地目の変更・更正	土地の用途や使用目的に変更があった場合に、登記簿等の内容も同じように変更する登記。	
滅失	1筆の土地の全部が公有水面下の土地になるなどして私権の客体となくなるときに行う登記。	
所有者の更正	登記簿等の表題部に記載されている所有者自体に誤りがある場合に、これを正しい所有者に是正する登記。	
所有者の表示変更・更正	登記簿等の表題部に記載されている所有者の住所に変更を生じた場合、又は誤りがある場合に、登記簿等の表示を新しい表示に変更又は更正するための登記	
地図訂正	土地に関する登記所備付け地図等に誤りがある場合の地図等の訂正の申出をいい、各項目については次のとおりとする。	—
	イ 申出手続、申出手続（加算） 地図訂正の申出を行う場合に計上するものである。地図訂正により 従前の地図より筆界の変更を行った土地について起業地及びその付近地も含めて計上し、2筆目以降はすべて「申出手続（加算）」に計上するものとする。	登記嘱託書（写）、登記完了証、その他作成した図面等
	ロ 承諾書、承諾書（2筆目以降） 地図訂正の必要な土地に隣接している土地所有者に対して、地図訂正 の同意を得るために作成する書類である。承諾書1通ごとに計上するものとする。2通目以降はすべて「承諾書（2筆目以降）」に計上するものとする。	収集した押印済み承諾書
	ハ 承諾書押印交渉 地図訂正の同意を得るために受注者の社員（土地家屋調査士）が直接、隣接所有者に対して押印交渉を行うものである。なお交渉の相手・回数などの方法は発注者が指示を行うものとし、交渉を行った場合には交渉記録を作成し提出するものとする。	収集した押印済み承諾書、交渉記録
	ニ 地図訂正図面 地図訂正を要する土地の訂正前と訂正後の地図を作成するものであり、作成した図面の数量を計上する。計上するのは地図訂正の対象筆のみであり、その付近地に記載されている訂正対象外の土地は含まないものとする。	訂正後の地図
	ホ 93条報告書（地図訂正用） 地図訂正の申請に必要な要領第2条（11）に規定する不動産調査報告書を作成することをいう。通常は地図訂正1件につき1通作成するものとするが、登記官からの指示事項などの事情によって2通以上作成しなければならない理由があれば、作	93条報告書

		成部数計上できるものとする。	
		ヘ 分合筆経緯表 地図訂正するにあたり、訂正の必要な土地の分筆及び合筆の経緯を旧土地台帳等の法務局備え付けの資料を用いてまとめるものである。登記官からの指示事項である場合のみ計上し、分合筆経緯表を作成するために必要な旧土地台帳等の筆数を実数分計上するものとする。	分合筆経緯表
		ト 土地所在図 地積更正が生じない場合又は地積更正までに相当の期間を有する場合に、地図訂正単独で申請した時に法務局から求められる概測図（境界点が把握可能な簡易図面）等を作成するものである。	
		チ 地図訂正のための現地踏査 地図訂正単独で業務を依頼する場合に適用する現地調査である。地図訂正を行った筆について、別途地積更正等の表示登記を行う場合は、「現地の確認に係る調査」のみを計上し、重複計上しないものとする。	現地調査記録
		リ 事前調査・内容検討 官公庁の図面や法務局備え付けの資料等を参考にし、地図訂正の内容を検討するものである。 地図訂正により従前の地図より筆界の変更が生ずる土地についての筆数を計上するものとする。	
	実地調査立会	要領第 22 条に規定する実地調査のために立会することをいい、実地調査を行った場合には、要領第 28 条の実地調査書に準ずる書面を作成するものとする。	立会時の写真等
	加算	縮小・拡大図加算： 地積測量図の作成にあたり、縮尺を変えて作成する必要がある場合の加算をいう。	
		分属図加算： 地積測量図の作成にあたり、1 筆の土地の形状が広大又は長狭等で分属（数葉に分けて）作成する場合の加算をいう。	
		共有者加算： 申請手続に係る土地に共有又は相続が発生し、これらの共有者、相続人が 10 名を超える場合の加算をいう。	
3 書類の作成等			
	書類の作成	文案を要するもの 1 地役権図面、地形図・成果図 2 区分建物規約を証する書面添付図面（配置図、平面図、専有部分の略断面図等） 3 証明書（隣接筆界証明書、地役権証明書等） 4 承諾書（権利消滅承諾書、所有権更正承諾書等） 5 上申書、理由書、同意書（地図訂正同意書、所有者更正に伴う上申又は理由を記載した書面、区分建物の集会の決議による規約または合意書等） 6 交付手続を要する書面 7 換地（仮換地）証明書（図面添付）等	作成した書類

	文案を要しないもの 所有権証明書	作成した書類
謄抄本交付手 続及び 受領	業務の実施に必要となる登記事項証明書、登記事項要約書、 登記簿・戸籍謄抄本・住民票等の交付手続き及び受領を行う。	受託者が収集した書類
原本の複製	登記嘱託手続きにあたり、添付書類の原本還付請求を行うた めに原本の複製を行う。	—
土地現地調査書の作成	土地現地調査書の作成を行う。	土地現地調査書

様式-1

代理人選任通知書

年 月 日

高知県知事 様

(受託者)

年 月 日付けで締結した 登記等委託業務契約に関して、代理権を授与する者を下記のとおり選任するので通知します。

記

[illegible]

様式－２

再委託（変更）承諾申請書

年 月 日

高知県知事 様

(受託者)

年 月 日付けで締結した 登記等委託業務契約に関して、下記のとおり業務の一部を再委託したく、契約書第５条の規定に基づき申請するので、手続き方お願いします。

記

1. 再委託予定者の住所、名称氏名
2. 再委託する業務の内容（具体的に記載すること）
3. 再委託する業務の契約金額（予定）
4. 再委託する必要性及び再委託予定者を選定した理由
5. 再委託に係る履行体制に関する書面（別紙）
6. その他委託者が必要と認める書類

再委託（変更）承諾書

年 月 日

受託者氏名 様

申請のあった上記については、承諾したので、その旨通知する。

なお、承諾内容等に変更等が生じる場合は、あらかじめ協議すること。

また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

①受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。

②受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。

③受託者は、委託者からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

高知県知事

履行体制に関する書面

年 月 日

(受 託 者)

受託者 ××	(再委託先 1)	
	〇〇株式会社	
	住所：	
	電話番号：	
	代表者氏名：	
	担当業務範囲 若しくは内容	
	(再委託先 2)	
	〇〇株式会社	
	住所：	
	電話番号：	
	代表者氏名：	
	担当業務範囲 若しくは内容	
	(再委託先 3)	
	〇〇株式会社	
	住所：	
電話番号：		
代表者氏名：		
担当業務範囲 若しくは内容		
(再委託先○)		
.....		

(備考) 本様式は、適宜加除して差し支えないものであるが、次の項目は必須事項とする。

①再委託の相手方の氏名（若しくは代表者氏名）

②再委託の相手方の住所

③再委託を行う業務の範囲（若しくは内容）

様式－４

3 第 号
年 月 日

(受託者) 様

高知県知事
(公 印 省 略)

登記業務依頼書

年 月 日付けで締結した 登記等委託業務契約に基づき、下記業務を実施されたい。

記

1 履行期限
年 月 日

2 依頼の内容
別紙のとおり

貸与図書借用書

年 月 日

高知県知事 様

(受託者)

年 月 日付けをもって依頼のあった業務に関する図書について、下記のとおり借用しました。

氏 名	記 内 訳					備 考

返納年月日	年 月 日	確認担当者	印
-------	-------	-------	---

様式-6

提供図書受領書

年 月 日

高知県知事 様

(受託者)

年 月 日付けをもって依頼のあった業務に関する図書について、下記のとおり受領しました。

記

[illegible]

様式－7

業務完了報告書

年 月 日

高知県知事 様

(受託者)

年 月 日付けで依頼のあった業務については、下記のとおり完了したので報告します。

記

1 業務の名称

2 履行業務の内容

別添成果物のとおり

請求書

金

円

(消費税含む)

ただし、登記等委託業務

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

高知県知事 様

(受託者)

住所

氏名

(振込先)

金融機関名	
口座種別	
口座番号	
口座名義 (フリガナ)	

発行責任者	
担当者	
電話番号	

個人情報等の責任体制等報告書

令和 年 月 日

高知県知事 様

受託者 住所
氏名

年 月 日付けで締結した 登記等委託業務契約に関する個人情報等の責任体制等
について、下記のとおり報告します。

記

1 責任体制等に関する事項

業 務 責 任 者	(所属・役職)	(氏名)
業 務 従 事 者	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
	(所属・役職)	(氏名)
業務従事者への 教 育 方 法	(具体的に記入)	

2 個人情報等の管理に関する事項

作 業 場 所	
保管場所及び保管方法	